

生保裁判連ニュース

第一二一号 一九九九年一二月
発行 生保裁判連事務局
竹下法律事務所(050-221-1212)

熱氣あふれる総会 最高裁での勝利に向けてGO!

生活保護裁判連総会 in 札幌

全国生活保護裁判連絡会第五回総会が、札幌でさる九月五日に開催されました。総会は、現地の生活と健康を守る会の参加を始め、弁護士、研究者、ケースワーカーなど一二〇名余りが参加、この一年間の一いつの裁判勝利(中島訴訟控訴審、金沢・訴訟一審)を受け、大いに盛り上りました。

総会では、杉村宏先生から「生活貧困層の現状とナショナルミニマム保障」と題しての記念講演(昨年間の二つの裁判勝利(中島訴訟控訴審、金沢・訴訟一審)を受け、大いに盛り上りました。

今この不況を背景とした貧困の特徴が報告され、対応を誤ると一九三〇年代のドイツのように障害者を抹殺しようとしたファシズム国家の道を突き進む危険があるのでないか)がありました。また、現地からは三浦誠一・北海道生健会会長から、現地の生活保護行政の特徴と運動の到達点について報告されました。

そして、特別報告として、中島訴訟弁護団の深堀弁護士から「あ

たりまえのこと(生活費を貯めて学資を用意すること)が、たまたま生活保護家庭であったというだけなぜ認められないのか、という思いでやってきた。絶対に負けられない」。

また、高訴訟原告の高さん本人(重度障害者で二十四時間車椅子生活)から「海峡を越えてふりむく権利への道」という句が披露され、今後の闘いに向けた決意が表明されました。

最高裁にかかる二つの裁判(中島、林)や高訴訟控訴審の帰趨が日本のこれから的生活保護の方向を左右することになるといふ認識で一致、勝利へ全力を尽くすことを誓いました。

1 開会式挨拶
弁護士 猪狩康代
この北海道の地で、皆さんと一緒に考えることができ嬉しく思ふ。弁護士として、人間らしい生

活とは何かということを、最近よく考えさせられる。それは、破産、免責の裁判手続きを求める人が増えてきているからである。全国で一年間に一〇万人程いて、これからもっと増えるだろう。裁判所では、資産の保有を認めない例が多い、では一体人間らしい生活とは何なのだろうか、今日は皆さんとそのことについておおいに語り合ひ、意見を交換し、経験を交流して考え学びあいたいと思う。

裁判のことを周りの人々に訴えていってほしいと思います。裁判に入会してください。そしてこの裁判のことを周囲の人々に訴えていってほしいと思います。

「海峡を越えてふりむく権利への道」
今この思いを、高さんから一句。裁判所で行なわれる。

3 特別報告出口(3)
高訴訟勝利報告
弁護士 奥村回
原告 高信司
弁護団の皆さんに協力をしていた方たちを聞いてみると「判決を聞いたとき(奥村回、高さん)はまさかと思った、自分の中では勝てないだらうなと思っていたのですぐに

は分からなかった。弁護士から勝ちましたと聞かされて、そうなかと思い、嬉しく感じた。」金沢市が控訴したので、今後訴訟は高等裁判所で行なわれる。

一〇月四日、控訴審第一回弁論がありました。控訴人からは、控訴状及び準備書面並びに書証(文獻)が提出され、次回(一二月二三日、一四時三〇分)までに被控訴人主張立証準備となりました。当方の方針としては、特別基準、裁量論等全てにわたっての反論。主張を展開する予定で、以下のとおりの準備状態です。

1 開会式挨拶
弁護士 猪狩康代
この北海道の地で、皆さんと一緒に考えることができ嬉しく思ふ。弁護士として、人間らしい生

高訴訟のその後 弁護士 村回

・法律扶助申請を行う。

・学者関係立証等として、収入認定(本件年金の性格等)を田中先生、特別基準等に関する行政裁量等を岡田先生、全体を木下先生等に意見書等を依頼する。

・指導を受け、使わざるを得なかつたということです。

高校進学が普通になつてきていたのに、生活保護を受けているだ

北海道の生活保護の現状と問題点

北海道生健会会長 二浦誠一

(1) 北海道の生活保護 護の状況

北海道の生活保護は、増えづけている。保護率は変わってないが、六万世帯を越えたのは二十五年ぶり。

この増え方は順当なのかどうか

そもそも生保世帯はすぐないのではないか。どうしてか。

第一に、法二十九条に違反した調査によって廃止、申請却下がおこっている。親が子供の名義で預金したもののが後に発覚して、切られ

たものが後に発覚して、切られ

たものが後に発覚して、切られ

たものが後に発覚して、切られ

たものが後に発覚して、切られ

たものが後に発覚して、切られ

たものが後に発覚して、切られ

たものが後に発覚して、切られ

たものが後に発覚して、切られ

たものが後に発覚して、切られ

第三に、相談と称する申請の不受理。三日から七日すえおかれる。その後に受理されてその分割される。第四に、たとえば自動車に寝ている人など、ホームレス。住所不定者はうけつけない。

第五に、辞退届を書かせられる。全国的にも。特に北海道では、申請取り下げの強要が、九五年は一九一件、九七年で二九六件、九六年三三〇件だからこの間一〇〇件ふえている。申請件数が、九五年二〇〇〇件台、九六年三〇〇〇件、九七年三五〇〇とふえていることに対応してゐるのではないか。母親との二人世帯（トラック運転手の息子）のケースでは、いったん受理されたが、翌日取り下げを強要された。障害者施設にいる息子の年金を借りろと言われた。

第二に、生命保険、預貯金、自動車保有による打ち切りも目立つてゐる。訴訟の関係で変化はある。車の保有基準も変化はしており、障害者用に改造している二〇〇〇年以下保有は認める方向に本年度変わった。それ以外は禁止されている。

(2) 法二十七条の一の問題点

(3) 北海道の運動の問題点と課題

くようにさせた。一二二市町村のうち五〇町村、三四市に置いてある。札幌市はまったくおこうしない。苫小牧市は「たまたまおいてある」という。

第二に、福祉事務所との交渉権を認めないとある。

第三に、守秘義務とわれわれの同席問題。

第四に、同意書の問題。同意書をつけないのが、八七年の餓死事件の時からひんぱんになってきている。言訳は、相談に来たのであり、申請ではないという。二七条の二の新設によって、相談と称して受け付けなかつたりずらされたりすることができる合法化されるのではない。

四月から実施される。厚生省の言い分けはやつてきたことを法文化化だけという。相談と称してうけつけないのが、八七年の餓死事件の時からひんぱんになってきている。言訳は、相談に来たのであり、申請ではないという。二七条の二の新設によって、相談と称して受け付けなかつたりずらされたりすることができる合法化されるのではない。

そうさせないために、どうするのか。

ある市町村では用紙はたまたま

おいてあるから勝手にもつていつてはいけないとうそぶくところもある。申請前に病院に行けと言われる。行政には事前指導はやめなさい、受けてからしなさいといつてはいけないとうそぶくところもある。

あるとして一酸化炭素のシャワーを浴びせられる。その数は七万人となっているが、推計で二七万五千人にのぼる。

福祉国家の人間観として、人間には二種類の人間は存在しない。価値のない人間などおらず、誰しも価値のある人間であり生存権がある。

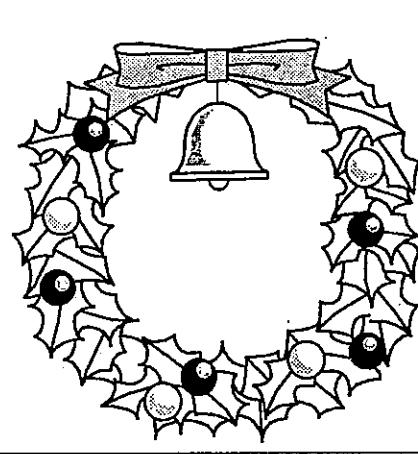
人間観の台頭を許さない、全てのナショナル・ミニマムを保障するという意義がある。

4まとめにかえ

て

ナショナル・ミニマムを守る今日的意義、生活保護裁判の今日的意義としては、人間らしい生活を守ることに加えて、ファシズムの

日的意義、生活保護裁判の今日的意義としては、人間らしい生活を守ることに加えて、ファシズムの



生活困窮者の現状とナショナルミニマム保障

北海道大学教授 杉村宏

1 社会保障・社

た現状認識

た現状認識
「改革」論は、社会保障・社会福祉の構造は、一部の生活困窮者を対象とした一九五〇～六〇年代の遺物という誤った認識をもとにしている。そこには、ナショナル・ミニマムはすでに達成されていて、高齢者も含めて、国民はサービスを選択できる資力が備わってい るという現状認識がある。

利として請求できる、国が責任をもつと言うことである。また、社会的不利を負っている人を差別しないということである。

2 生活困窮者の
現状

(1)失業・

(1) 失業・雇用不安の拡大

「改革」の戦略としては、「規制緩和による福祉産業の参入」、「市場競争原理によるサービスの質の向上」、「自己責任原理を応能負担から応益負担」へといったものがあげられているが、この認

(2) 低所得・貧困層の増加

年収一〇〇万円未満の世帯主雇用者世帯は、全国で五・〇%に対し北海道七・二%、年収一〇〇万円未満の世帯主無業者世帯は全国で一〇・〇%，北海道一三・一%

野宿者が全国で二万人を越している。けれど、この数値もまだおかしいと思われる。一九九八年一二月三一日現在で、札幌と旭川の路上生活者が三〇人いたのに掲載されていない。札幌の路上生活者は、冬でも三〇人、夏には四〇人五〇人を下回ることがないと言われているのに。

また、社会的入院層も北海道では、要援護老人の三〇%と高い。社会から顧みられない人々、社会的に排除された人々に対する

層の増加
野宿者が全国で二万人を越して
いる。けれど、この数値もまだお
かしいと思われる。一九九八年一
二月三一日現在で、札幌と旭川の
路上生活者が三〇人いたのに掲載

(3) 社会的「排除」

介護保険料は年金から天引きされるとしているが、低所得者・貧困者が、膨大な数で存在しているのに、これを無視してサービスの応益負担は無理でありますます、不利益・不平等を助長することになるのではないか。

3 サシミナル

① 一九二〇年代の重要性

(1) の重要性 一九三〇年代の 経験

なかつた。大恐慌で二〇%以上となり総失業貧困の時代となる。この一九三〇年代の深刻さが日本へも影響する。

(無契約給付)により、失業保険と救貧法で対応していく。一九二一年の改正は、一九三四年の失業扶助とほぼ等しく、労働者には評判が悪かったが、失業者に対して

需産業等へ動員した道である。また、障害者やユダヤ人は、ドイツ民族の血を汚す者として抹殺するという独自の人間観を持つていた。ヒューム・ギャラファー（障害者）によれば、ヒットラーは、優秀な自国民を守るために価値のない人間を抹殺してもよいという独自の人間観をもち、外部に対してはユダヤ人やジプシーなど、内部に對しては障害者から、優秀なドイツ民族を守るとしてヒットラー・カットを行つた。T4計画（安樂死計画）では、新たな治療で

落したことが引き金で大恐慌が起き、それが第二次世界大戦へとつながっていったが、そのころの状況と、今日の状況が似てはいけないか。その中で生存権の保障とは何か?

システムでナショナル・ミニマムを守る選択をした。その後は、一九四二年のベヴァリッジ報告、一九四一年の大西洋憲章、一九四二年ILO「社会保障」への道と福音国家へ進んだ。

問題を社会福祉が解決できている
のだろうか。まともに対応できてい
る。ミーンズテストもあった。一

のだろうか。まともに対応できてい
いな状況ではなか。

九四〇年の補足年金は、公的扶助
る。ミーンズテストもあった。—

北海道における生活保護運動の 到達点と課題

ールすることが大切。

一 いる。現場の脆弱化の問題がある。

●(北海道)ストーブ闘争などの審査請求の運動について

●(北海道)ストーブ闘争などの審査請求の運動について
●(事務局)審査請求の意義や
審査請求が人権を守る。審査請
り方。六年間放置の重大性。
審査請求、異議申し立てには弁
護士は弱い。書式ではなく、文句

にも来るはず。東京に行かなくてもいい。厚生省をひっぱりだす。行政指導を増やす機会でもある。官僚のプライドもある。再審査請求をすべきだ。

して書かせている。帆帳のケーブルワーカーは三年で変わる。しない人がおかしいという状況にある。OAシステムに組み込まれていっている。

たら自分もせ、だから やもなく
保険に入つて、車もある。これが
生活保護を受けるときのネットに
なる。だからこの点から話をして、
生保を認めろとやつてはいる。同意

宮住宅に住む精神障害者がトイレをつまらせたが、自分でやりなさとを伝えるだけでいい。朝日訴訟の名を知らない弁護士はない。

もう一つの意味は、道が五〇日過ぎてもしないことを厚生省や社会に訴える。今大阪でホームレス訴訟で損害賠償請求している。な

- （北海道）就労指導について
生活保護になつたとたんに、「働きなさい」と言われる。働けない

書は一ヶ月有効の但し書きちぎりで
だしている。自立のための基盤を
残して、短期の保護を受給する。
札幌市と道には、車、生命保険
は短期保護ということで認めさせ

からである。その後、精神障害者の加算問題や単身高齢者住宅費でやつてきた。そのせいで住宅扶助費が引き上げられてきている。やがてこの制度がどれほど生かされるか。五〇日以内に決定しなさいと決まっている。生活保護というのは、生命、生死がかかっている。

裁判官は大阪市にいつてゐる。
審査請求はメモでもいい。手續
きや形式にこだわらない。文句言
うときは人がたくさんいたほうが
よい。補佐人は何人いてもいい。

●（北海道）現場が脆弱化しているのに。 「なんで働けないんだ、家で内職しなさい」と。言葉ひとつでも傷つけられていることがある。おびえている。

きた。ストーブ闘争では、いままで住んでいたとこについていたス

口頭意見の陳述の機会を設けさせ
る。たくさん的人が道庁にのりこ
る。

る。

トーブが転居先でなかつた。ストーブ購入を申請した。

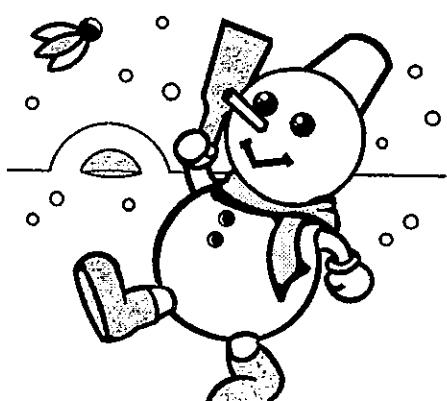
平成六年申し立てたのかいまだに決定が出ないとは、ばかにした

んで訴えるのが大切

冬季加算で購入すべきと札幌市は翌年五月却下の決定がでた。調査不十分ということで、「道新」が何度も報道した。「朝日」は憲法問題として取り上げた。結果、道が私たちの要求を認める画期的な認容裁決を出した。

話だ。北海道庁は逃げているんじやないのか。すばらしいいたかいなのに、札幌市はなぜきびしいのか。厚生大臣への再審査請求は、金と時間がかかる、むつかしいとか。厚生大臣への再審査請求は、金と時間がかかる、むつかしいとか。いう思っているのではないか。再審査請求で最近厚生省は地方に出

(事務局)五年放置について
建前は裁決は五〇日以内に出さ
ねばならない。だからといって五
年またからといってできないと
いうことはない。信頼していたか
ら五年待ったということにすぎな
い。問題ない。なぜ五年も放つて
おいたのかを厚生省や道民にアピ



生活保護法四条をめぐる今日的課題

●レポート①林訴訟について
ホームレスについての行政の運用の主な問題点としては、①稼働能力のある住所不定者には医療扶助の単給しか認めない、②本人だけで保護の申請に行くとほとんど保護を認めようとしない、③「失業による生活困窮」を認めず、病気などの理由を付けようとする、④申請書を受理しない、⑤入院や施設収容のみで居宅保護を認めない、などだ。特に⑤は大阪の佐藤訴訟で問われているケースだ。

●レポート②中島訴訟について

どうして、一生懸命貯めた金額が、資産にあたるとして取り上げられて良いのか。これが訴訟の出発点だ。二審では、中島さんのお母さんが子供が満足な高校生活を送れるようにと頑張ってやりくりした世帯の実態を訴えた。そもそも支給された保護費と収入認定さうやりくりし、どういう生活をするかは世帯の自由であるはずだ。しかし行政の考え方は、預貯金だ

けでなく支給した保護費すらも資産にあたり、それを収入認定するかどうかはすべて行政の裁量に任せられているという立場だ。生命保険については、少し運用を改善しきで保護の申請に行くとほとんど保護を認めようとしない、「失業による生活困窮」を認めず、病気などの理由を付けようとする、

●レポート③札幌訴訟について

「貯蓄性の高い保険」はダメという立場は変えていない。
二審判決では、「保護費を切り詰めてお金を貯めることは自己責任の原則に反しない」「保護費を貯めたところで新たに消費を要請するわけではない。ただし貯める目が定着していくことが望ましい。

●（札幌）札幌市でもホームレス対策が緊急の課題。

札幌は冬が厳しいがそれでもホームレスはダンボールにくるまりながら耐えており、しかも増加の一途だ。しかも札幌では履歴書がない。結局生活保護を受けるには、病気で倒れるのを待つしかない。

●（横浜）ホームレス問題に則して調査・対応が求められている。

（名古屋）「野宿という実態が本当に憲法に適う状況なのかを厳しく問う」
札幌の大通り公園でも増えているようだが、大阪を含め全国でも急増している。この状況を国民がしつかりと認識することが制度の

改悪につながるのではないか。国もメニューを用意するだけで現実の対応を疎かにしている。まずは緊急の対策として住宅を確保することが先決だ。

●（札幌）札幌市でもホームレス対策が緊急の課題。
札幌は冬が厳しいがそれでもホームレスはダンボールにくるまりながら耐えており、しかも増加の一途だ。しかも札幌では履歴書がない。結局生活保護を受けるには、

病気で倒れるのを待つしかない。
そうしなければ自立も何もできないのが現状だ。

●（横浜）ホームレス問題に則して調査・対応が求められている。

（福岡）「中島訴訟二審判決での貯金保有を認める基準」
保護費などから貯めた金銭について「生活保護法の目的に反せず、国民感情を害しない」程度で認められるという判断をしている。判決では預貯金の保有は原則「マル」で、例外的に認められない場合の条件を付けていた。こういう枠のはめに「一般の人たちも生活が苦しい中で頑張っているのに」という考

えが大きくなっていることだ。

●（関東）「まったく根拠のない稼動年齢層の六五歳への引き上げ」稼働年齢の判断の目安として、それまで六〇才未満でも保護を適用していた例があったのに、最近それが六五才以上でなければ保護を認めないような運用に改められた。法律にはこれに関する記述はなく、こういう区別には法的な根拠は全くない。また実施要領上でも保護を適用するかどうかは「能力の活用・不活用」になつている。法律上は「傷病の治癒」もそれだけでは保護の廃止理由にはならない。それによって収入を得たことが要件になつていて、検診の結果「軽作業可能」となつても、本人の職歴等をしっかりと考慮すべきだ。

●（事務局）
住むことは人間にとつて基本的な権利だが、日本ではそのことの意識があまり根づいていないよう思われる。ドイツをはじめヨーロッパ諸国では住宅を確保することは国民の基本的権利であり国家の義務であるとされている。いわば国際的な常識といえるのに日本はそうなつていない。

預貯金に関して「国民感情」という話が出たが、これは法律の問題というよりは極めて社会的な問題であるといえる。つまり国民が生活に困ったときに国家にどこまで保障をさせるのかという国民的な合意形成のレベルの問題だ。例えば北欧諸国では社会保障が進んでいたために預貯金や保険を保有する必要がそもそもないし、他の先進国でもある程度の預貯金の保有は常識になつていて、生活の困難に対してもういかたちで保障をさせるのが良いかをしつかりと議論することが必要だ。

が、従来の行政の姿勢が預貯金の存在をいつさい認めない立場であつたことを考慮すれば、原則的に預貯金の保有を認めたこの判決にはそれなりに高い評価を与えることができると言っている。

介護保障・介護保険と生活保護

• 介護保険と生活保護

生活保護

護
保
障

介護

生活保護

●レポート①高齢者の争点

とであり、年金の収入認定、また障害者の介護ということで他人介護料の支給についても大論争に至った。高さんの現実の生活をいかに裁判所に分かってもらうか、障

害者の持っている介護の不足する部分を誰が見ていくのかという点と、障害者が自立していく上で社会の問題としてみていく必要が当然あるのではないかということをいかに裁判官に分かってもらうかが重要となっている。

障害者が介護について、それは障害者が自立して生きる権利であり、そのための費用は贅沢するためのものではなく自分が動くためのものである。高さんの場合、介護は生活保護のなかから介護料という形で出ているが、生活保護で介護をみるのはおかしい。障害者の介護を保障するということが人間として生きていく前提であれば社会が社会全体できちっとみていくことが必要となるはずである。

高さんの介護表（生活日程表）
金銭出納帳をつけてみると、生活費も介護費にまわっていることがわかる。他人介護料が甚だしく低いということを裁判所は認め、自己の人生の決定権を最大限尊重することを認定し国に対し多くのことを認めてもらつたようではあるが、財政の問題がありあまりお金は出なかつた。（全国的にはたかがしれている金額なのになぜ？）

介護保険のなかで障害者は受け身の介護ではないものでなければならぬ。介護をすることがサービスする、介護をされるほうがサービスをしていただいている、という感覚で介護保険が進んでいくのは問題である。

●レポート②介護保険争訟マニア アルについて

一〇月から要介護認定が始まる
わけだが、それにあたって介護保
険が限定的なものであることや、
負担の問題などから不安が広がり
トラブルが多発するのではないか
という予想からこのマニュアルを

作成することとなつた。このマニフェストの構成は、高齢者介護といふ観点からの、介護保険の位置づけ、介護保険のアウトライン、各段階に分けての説明、去的根柢から

みて具体的なものを出してあり、審査請求についても考えている。

思われる不服に対し、相談活動に役立てようと作成されたものである。

介護保険の導入によって大半の利用者が負担増になり、特養入所者でも生活保護の申請ケースが多くなるのではないか、その際に入

院やお墓のために備えていた時葬を全部使っていなければ保護の申請はできないということが起こってくるのではないかといったことが予想される。

院やお墓のために備えていた時葬を全部使つていなければ保護の申請はできないと、いうことが起こつてくるのではないかといったことが予想される。

- 「高訴訟について、『自立』のとらえかたに感心」
途中までは負けるのではないかと思つていたが結果は勝つていましたね。

一 生活保護法第一条でいってゐる

保護の目的に自立助長とあるが障害をもつて いる人の立場にたって

自立ということを考えると経済的
自立だけに限定する必要はない。
それが大事であるということをい
っている。心身障害者扶養共済年

あるのがいいし、自分が行きたい街で暮らし出会い系の人と出会いたい。それが人間の権利であり、自分がどうしたいかが大切であるということだと思う。これらが保障されていらない施設は嫌である。②金額的に足りないので十分ではない。質的な面については、男女の問題、物理的な難しさ、ヘルパ

「（かろてで新規だと困る） 安定していいボランティア（ボランティアだから使いにくい）などのことから、介護はきっちとした報酬を払ったプロのものがいい。

●他人介護料について

がこれを起きて介護が必要となることをそれを保障するものとして札幌市には全身性重度障害者介護料というものがある。これは地域によつては二ハニーベルツボ裁判によって

てかなり差があるか裁判ではこの部分をどの様にしてきたのか。

てもらえるようになった。他人介護料を法律的に解釈すると限度額

はなく、具体的には必要なだけ支給となっていたが、財政的には無理と判断された。他人介護料を生活保護で全て賄うのであれば上限があるのはおかしい。

表1 生活保護申請取下、却下、開廃と審査請求の推移

(A)

年 度	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997
保 護 申 請 件 数	126327	114729	112455	115689	125645	127794	127311	132615	141411
申 請 取 下 件 数	14537	13259	12525	12210	12108	11697	10884	11485	11901
取下率(申請件数を100として)	11.5%	11.5%	11.1%	10.5%	9.6%	9.1%	8.5%	8.6%	8.4%
却 下 件 数	7794	7057	6683	6060	6087	5575	5032	5192	5428
却下率(申請件数を100として)	6.1%	6.1%	5.9%	5.2%	4.8%	4.3%	3.9%	3.9%	3.8%
保 護 開 始 世 帯 数	124346	116512	116209	122156	134158	137161	140955	146428	155050
保 護 開 始 人 員	193718	173548	170427	176191	190858	193208	193876	202716	213682
未 处 理 件 数	5619	5036	5343	5717	6959	8023	7867	8962	10433
保 護 廃 止 世 帯 数	150062	141336	134451	129118	126860	130040	133578	132073	133336
保 護 廃 止 人 員	245437	226404	207357	189146	176577	177538	180151	176122	174242

(B) 生活保護審査裁決件数

年 度	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997
総 数	64	36	48	51	99	61	59	61	61
審査請求の却下	14	12	15	9	28	18	22	17	16
審査請求の棄却	48	24	33	37	68	42	35	41	45
係争処分の取消	2	-	-	3	2	1	2	2	-
係争処分の変更	-	-	-	2	1	-	-	1	-
60日をこえて審査されたもの (再掲)	1	4	5	9	4	7	1	2	2

A、Bともに厚生省「社会福祉行政業務報告」各年版によって筆者作成

表を見る場合の若干の前提

- 申請は簡単にできるか？「生活保護のしおり」いわんや「保護申請書」を窓口においている福祉事務所はどれくらいあるか？「しおり」の内容はどうか？係員が面接で明らかに保護を受けられそうな人だけしか申請を受理しないということはないか？等
- 申請取下は行政から強要されたものではないか？「生保裁判連ニュース」11号、1999.8で札幌の細川久美子さんはそういう事例が少なくないと書いている。
- 審査請求の権利はどれだけ保障されているか？権利教示は実質的にどれだけされているか？取下圧力はないか？（参照、埼玉県ケースワーカー協会「生活保護ワーカー実態調査報告書」1975年、小川「争訟権の保障のために第2次藤木訴訟によせて」、小川編著「扶助と福祉の法学」一粒社、1978年94頁）（小川政亮資料作成）

9月5日総会の資料の数字が若干違っていましたので上記のとおり訂正させていただきます。（小川政亮）

今年七月、金沢市の生活保護費返還処分に対し行政不服審査において、石川県から処分取り消しの裁決が出ました。

審査請求を行ったのは、生活保護を受けて養護老人ホームで生活していたO氏（六六歳）です。老齢厚生年金（月額九万七千円）の受給資格があることが判明したO氏は、約四三〇万円の遡及受給の手続きをしたところ、生活保護の廃止と、遡及受給した金額から一ヶ月分の年金額を差し引いた四二〇万円あまりの返還処分が出されました。この返還通知に驚いたO氏が私のところに相談に訪れたのでした。

金沢市は、O氏に支給した保護費（返還対象額）を八七〇万円と決定して、四二〇万円の返還額を決定していました。八七〇万円の内訳を調べたところ、六七〇万円が医療扶助となっていました。これは一〇割で計算された医療費です。O氏は、生活に困窮していたために生保を受け、医療（拡張型心筋症・身障手帳三級交付）を受けることができました。私は、本來なら国民健康保険に加入し、保険料と三割の一部負担で済むはずのところを、一〇割支払うというのは、苛酷な処分ではないかと思いました。

また、返還の決定は本人に会つて説明することも、納得を得ることもなく行われることがわかりました。金沢市からの郵便物は老人ホームの職員が開封し、返還手続きも職員が行つていました。

私はこのような金沢市の手続きは誠実さに欠けていると思いました。四二〇万円は大金です。しかも本人が何年も働いたことへの対価です。誠意をもつて慎重に取り扱つてほしかったと思いま

したことはひどすぎると思いま

した。

そこで①医療費を一〇割で計算して返還額を決定するのはおかしい②一度も会うことなく、O氏の生活実態を知ろうともしないで決定したやり方はおかしいという事を理由に不服審査請求することにしました。この事実を、何か形に残る方法で、市や県に訴えたい、そして担当者が替わつても繰り返されないようにしたいと考え

てはどうか」とアドバイスをしてくださいました。

このMさんの励ましがなかつたら、私は審査請求をしていなかつたかもしれません。

0氏の生活実態を知り、「納得いかない」というO氏の気持ちに共感できること、一〇割返還が当たり前という常識に対する「おかしいのではないか」という自分の気持ちを大切にして考えたことが、処分取り消しの裁決にむすびついたのではないでしようか。知識や常識にとらわれないで、調べたり、考えたりすることの大切さ

れました。私の拙い請求書がそう思はせたとするなら、処分が妥当でないことを、O氏の具体的な生活実態をふまえて訴えたからではないかと思います。

金沢からのお報告

金沢〇氏審査請求事件

裁決書が出てからすぐの七月二

六日、O氏と金沢市で話し合いがもたれました。まず、返還処分が取り消された以上、O氏に四二〇万円を戻したうえで、返還額の決定をし直すのが筋ではないかと主張し、そのようにしてもらいました。

その後、奥村回弁護士、竹下義樹弁護士、Mさんなどから「〇円返還」のための貴重なアドバイスをいただき、次の話し合いの準備を進めました。そして、O氏の希望、病状や性格等を考え、O氏の今後の生活にとって最もよいだろうと思われる方法を検討した結果、

さらに、民生課のケースワーカーは、O氏が養護老人ホームに入居してから、一度も面会していないませんでした。ホームでのO氏の生活は、一月の小遣いは七〇〇〇円のみで、入居から九年三月の保護廃止までの一〇ヶ月間、下着もくつ下も買えない、穴のあいた運動靴をはく、ホームで亡くなつた人の服を着る、水を飲んで空腹をまぎらわすというものでした。このような生活実態を知らうとせず、全額を返還させるという決定

たのです。

しかし不服審査請求の経験がない私は、本を読んでも先輩に相談しても、「医療費一〇割返還は当たり前・審査請求は無理」と言わられ、悩みました。

そして、以前、お会いしたことのあるMさん（大阪市A福祉事務所）に電話をかけてみました。Mさんは「あなたの考え方はもつともだ」、「したらいけない不服審査請求はない」「自立更正に必要な額を要求し、たくさん実をとつ

たのです。

また後日、金沢市の方が「請求書を読んだとき、ああやられた、勝てないと思った」とお話してくれました。

就労指導における死亡事件

福岡県生活と健康を守る会 梅崎勝

福岡市東区の田嶋勝彦（五十五歳）さんは、椎間板ヘルニヤで入院し手術の必要があり、失業していくて入院費用もなく、奥さんも入院していたので、昨年一〇月に生活保護を申請し受給していました。

田嶋さんは肝炎も患っており、今年六月には病院から入院を勧められていました。

福岡事務所は執拗に仕事につき、生活保護から自立するようにとの就労指導を行いました。七月の生活保護費を受取に行った日には、面接室に呼ばれ、「リストラにあった人でも熱心に仕事を探している、仕事に行かないのは、生活保護費硬変の疑い有りとなっています。

福岡県生活と健康を守る会は、田嶋さんの死を無にしないためにも、死亡事件の教訓を今後の生活保護行政に活かしてほしいと、八月三〇日、福岡東福祉事務所長と一二〇名の会員が参加して交渉を行いました。

交渉は、夫の遺影を胸に抱いて参

収入が明らかになつていらないにわかわらず、「九月一日から生活保護を自立してはどうか」とすすめられました。

田嶋さんは、病氣をおして、連日熱い日が続く八月一二日から土木作業員として仕事に出かけ、その日に、仕事現場で倒れ、救急車で運ばれましたが、意識不明のまま、一二日に亡くなりました。解剖の結果、死因は熱射病による脳ヘルニヤですが、ウイルス性の肝硬変の疑い有りとなっています。

福岡県生活と健康を守る会は、田嶋さんの悲劇を再び繰り返さないために、県民に事実を知らせるチラシを配布し、命と暮らしを守る活動を全県で始めています。

福岡県生活と健康を守る会では田嶋さんの死を無にしないために人ホームからいなくなってしまったのです。O氏と最後に話したところ、「私が生活に困窮していたとき、生き生活保護を受けたことは、本当にありがたかった。でも私は現在生きている人間、過去に対してもなく、現在の私のためにお金を使いたい」と言っていたのを思い出します。私はO氏の言うとおりだと思います。しかし、金沢市と

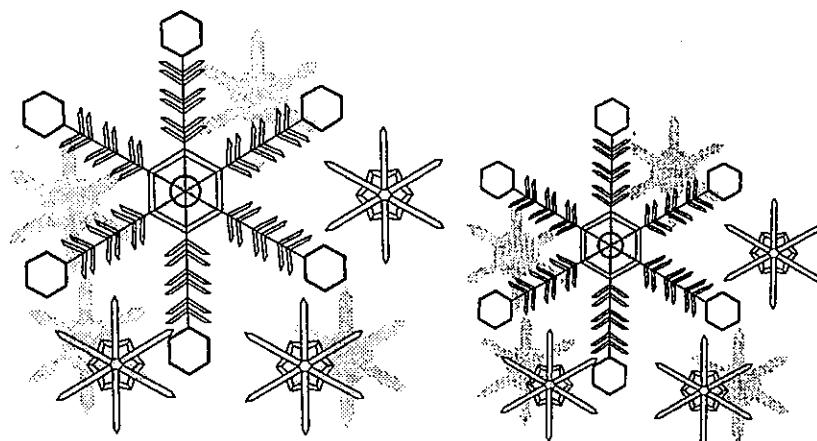
の悲痛な訴えで始まりました。交渉参加者からは、「主治医から病状を調査していたにも関わらず、なぜこのような就労指導が行われていたのか。本来、田嶋さんは、入院を勧めるなど療養に専念できていたのか。本来、田嶋さんは、この怒りの発言が相次ぎました。

しかし、福祉事務所長は「田嶋さんの死に哀悼の意を表します」

と頭を下げながらも、「配慮に欠けたところはあるけど、指導に間違いはなかった」とその非を認めようともしませんでした。

九月七日、福岡市の各福祉事務所への指導の徹底を求めて、市保護課との交渉が、六〇名の会員が

参加して行われ、市保護課も福祉事務所と同じ説明を繰り返しましたが、強い抗議に、「事実関係については再度調査を行う。課長・係長会議で、行き過ぎた就労指導がないよう指導を徹底する」と回答しました。



佐藤訴訟とその後

弁護士 小久保折口郎

1 佐藤訴訟の概要

西女

既に、以前ご報告しましたが、大阪では、昨年二月に、大阪市立更生相談所長（略して「市更相」）。金ヶ崎の野宿者を対象とした福祉事務所的機関）などを相手取った「佐藤訴訟」を提起しています。

この裁判では、当時野宿状態にあった佐藤氏が、アパートでの生活保護（居宅保護）を求めて生活保護開始申請をしたのに対して、市更相が施設での収容保護決定をしたことの取消しなどを求めていました。

弁護団は、竹下義樹弁護士を団長に、私たち弁護士四、五年目の若手で構成されています。

この点について、私たちは、本件保護開始申請時の職員とのやり取りのビデオテープなどを証拠として提出しています。そこでは、窓口の職員が、「うちでは入所と入院だけです」「うちでは居宅保護してないやん。それ、ご存じやんか」「相談所の規則ですやん。居宅保護していないの、わかつては

保護とする」という実務上の方針に沿って、佐藤さんが居宅保護に適しているかどうかについては何

の検討もしないまま当然のこととして機械的ななされたことは明らかです。

これに対して、裁判で被告は「野宿者にも居宅保護をする余地はある」ことを前提に、裁量判断の結果として佐藤さんに対して収容保護決定をしたと主張しています。しかししながら、市更相が、常日ごろから、「野宿者に對しては法上居宅保護をすることはできない」あるいは「市更相には居宅保護をする権限がない」という誤った法解釈のもと、一律機械的に収容保護ばかりを行ってきたことは明らかです。

この点について、私たちは、本件保護開始申請時の職員とのやり取りのビデオテープなどを証拠として提出しています。そこでは、窓口の職員が、「うちでは入所と入院だけです」「うちでは居宅保護してないやん。それ、ご存じやんか」「相談所の規則ですやん。居宅保護していないの、わかつては

るやんか」「居宅保護の申請では、うちはちょっと範疇外やから施設入所を希望します、ちゅうような申請でお願いだけへんかな」などと受け答えしている様子がはつきりと録音録画されています。

3 法律上上の争点

生活保護法三〇条一項本文は、居宅保護の原則を宣言しており、同項但書は、「これによることができないとき、これによっては保護の目的を達しがたいとき」等に収容保護が可能であることが定められています。佐藤訴訟では、この条文の解釈が法律上の最大の争点となっています。

私たちは、但書は例外であるからあくまで厳格に解釈すべきであることを主張し、被告側は、(明言はしないものの)野宿者の場合には収容保護が原則とならざるを得ない旨の主張を展開しています。

6 新事件提起訴訟準備

中止の「」報道出口

野宿状態にあり病気を抱えていたYさんは、一九九八年八月、市更相で病院での収容保護決定を受け入院しました。約一ヶ月の入院治療を経て軽快したYさんは、

病院のケースワーカーなどから「九月三〇日の退院後は一時保護所に入れる」と聞かされ安心していました。ところが、同日市更相職員との面接に赴いたところ、いきなり自活するように言われて保護

二五日）ころまでに決定を出す努力をすると言つております。私たちとしては、何とか福岡地裁・高裁の決定例を乗り越える決定を勝ち取りたいと切望しています。

5 △後の進行

双方の主張は、ほぼ出尽くし、次回期日からは人証調べに突入します。次回にはトップバッターとして、原告の支援者である金ヶ崎医療連絡会議の代表の方に、野宿者が置かれている現状や市更相の対応の実情、それから本件の開始申請時のやり取りのようすなどについて証言して頂く予定です。

その後は、被告側職員などの尋問が引き続いて行われていくものと思われます。

そこで、違法な保護廃止によって審査請求を行ったところ、大阪府知事は、手続において適正を欠くことを理由に保護廃止決定を取り消す旨の裁決を出しました。

そこで、違法な保護廃止によって野宿に追いやりられるなどの損害を被ったことについて、損害賠償請求訴訟を提起をすべく現在準備中です。

弁護団は、佐藤訴訟とは別に組織し、後藤貞人弁護士を団長に、私よりもさらに若い四名の方々で構成されています。

廃止されてしまったのです。

その後Yさんは、法外援助施設等に宿泊したもののが強いたら日もあり、病状が悪化して再度病院での収容保護を受けるに至っています。

